

## 子供の幸せを願う

### 里親制度にご理解を

子どもの最も幸せなことは、両親の温い愛情に包まれて生活することです。

しかし、諸種の事情により、家庭的に不幸な生活を余儀なくされている子どもも数多くいます。

児童憲章は、「すべての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定めています。

これを受けて、児童福祉法では家庭に恵まれない子どもの幸せを図るために、里親制度を設けています。

保護者のいない子ども等を、里親制度

親に一時的又は継続的に預け、里親の温い愛情と家庭的雰囲気の中で、児童を健全に育てようとする制度です。

#### ▽里親の申込み

里親を希望する方は、居住地を管轄する児童相談所長又は福祉事務所長に里親申込書を提出してください。その後、知事が必要な家庭調査を行い、適当と認めた場合に里親として認定し里親登録簿に登載されます。

## 行政書士試験

行政書士法第四条の規定に基づき、昭和五十年千葉県行政書士試験を次のとおり行います。

一 試験の日時及び場所

1日時 50年8月24日(日)

午前9時から正午まで

2場所 千葉市松波2-22-48

3 提出先 千葉県総務部文書課  
県立千葉商業高等学校

4 願書提出先及び期間  
1 提出先 千葉県総務部文書課  
2 提出期間 50年7月21日から

5 受付時間 午前9時から午後5時、但し、土曜日は正午迄

6 毎月養育費や里親手当が支給されます。

7 児童相談所長が里親の養育が適当と認めた子どもは、里子として養育を委託します。この場合は、

8 每月養育費や里親手当が支給されます。

9 ▽里子の委託

10 児童相談所長が里親の養育が適当と認めた子どもは、里子として養育を委託します。この場合は、

11 每月養育費や里親手当が支給されます。

12 ▽他人に児童の委託を希望する時

13 家庭の事情により、子どもの養育ができず他人に一時的(約一年以内)又は継続的に預けたいときは、居住地の福祉事務所及び児童相談所へ申し出てください。

14 この場合、児童相談所長は、保護者と相談のうえ、児童の将来を十分検討し、適当な里親に委託します。

15 県市町村とも、この制度の普及に努めていますが、子どもの幸せを一日でも早く実現するため県民の御理解、御支援をお願いいたします。

## 年金相談コーナー

### 社会福祉事業に寄付を 押尾要・伊東巣の両氏

(二)受験願書、千葉県行政書士法施行細則別記第二号様式によるもの、一通

(三)履歴書

(四)写真(出願前一年以内に写した上半身、脱帽・正面・縦

5センチ×横4センチのもの)

(五)試験手数料 千円(千葉県収入証紙を受験願書の右上にはりつけ、消印しないこと)

詳細は、千葉県総務部文書課

(電話、千葉23局2-1600)に問い合わせてください。

(一)方法 筆記試験

2科目 (一)行政書士の業務に関する心要な法令

(二)一般常識

(三)作文

#### 四 受験資格及び提出書類

##### 1 受験資格

(一)学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第56条第一項に規定する者

(二)国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上になる者

(三)知事が(二)に掲げる者と同等以上上の知識及び能力を有すると認められた者

(四)受験資格証明書(1)前項(一)に該当する者は、出身高等学校の卒業証明書又は大学入学資格証明書一通。(2)前項(二)に該当する者は、勤務した官公署の長の発行した勤務経歴証明書

金をもらつためには、それぞれの制度に、二十年とか二十五年といった長い期間加入していなければなりません。

制度のどれかに加入することになります。

これらの年金制度から老後の年金制度が定めている年金をもらつています。

そのため、昭和三十六年から、

それぞれの年金制度に加入していく期間を合わせて一定の年数にならなければ、年金をもらえるようになります。

ところが現実には、ひとりの人

が社会に出てから老後まで、ひと

これが通算年金制度です。